

第 5 次葛卷町行政改革大綱

平成 23 年 3 月

葛 卷 町

＜目 次＞

I	行政改革のこれまでの取り組み	1
1	第1次行政改革大綱～第3次行政改革大綱における取り組み	
2	第4次行政改革大綱における取り組み	
II	行政改革を継続する必要性	2
III	行政改革の基本方針	3
1	行政改革大綱の位置付け	
2	行政改革の基本方針	
IV	行政改革の推進項目	4
1	町民との協働によるまちづくりの推進	
(1)	情報提供の充実	
(2)	町民参画の充実	
(3)	町民と行政との協働の推進	
2	変革の時代に対応する効率的な行政基盤の確立	
(1)	組織体制の充実	
(2)	定員管理の適正化	
(3)	職員の資質向上	
(4)	公共施設の適正配置	
(5)	公営企業の経営健全化	
3	自立可能な財政構造の構築	
(1)	行政運営経費の節減	
(2)	安定的な財政運営の推進	
(3)	的確な行政サービスの提供	
V	行政改革の推進方針	6
1	行政改革大綱の推進期間	
2	行政改革の推進体制	

Ⅰ 行政改革のこれまでの取り組み

町では、これまで昭和 60 年度、平成 7 年度、平成 15 年度、平成 17 年度と 4 次にわたり行政改革大綱を策定し、行政運営の適正化及び効率化を目指し、行政改革の推進に取り組んできました。

1 第 1 次行政改革大綱～第 3 次行政改革大綱における取り組み

第 1 次行政改革大綱では、小中学校の適正規模化、行政区の統廃合、地区センターの自主管理運営化などの取り組みを進めてきました。

第 2 次行政改革大綱では、職員の定員管理や給与制度の適正化、行政組織の再編、代専決規定の見直し、保育園の統廃合、使用料の見直し、諸証明の押印省略化などの取り組みを進めてきました。

第 3 次行政改革大綱では、「コンパクトで機能的な役場づくり」として、職員体制の少人数化、施設の集中化などを、「協働して行う高いサービスづくり」として、行政サービスの低コスト化、事務事業の見直し、町民・団体との連携、行政情報の提供などの取り組みを進めてきました。

2 第 4 次行政改革大綱における取り組み

第 4 次行政改革大綱は、変革の時代に対応できる行政基盤の構築や町民参画による協働の町づくりの推進のため、計画期間中であった第 3 次行政改革大綱を見直し、「町民参画と協働の推進」、「行政サービスの継続と充実」、「自立を可能とする財政の健全化」を目的として策定され、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間にわたり、行政改革推進実施計画に基づいて取り組みを進めてきました。

第 4 次行政改革大綱では、行政改革の目標として「町民との協働によるまちづくりの推進」、「変革の時代に対応できる効率的な行政基盤の確立」、「自立可能な財政構造の構築」を掲げました。「町民との協働によるまちづくりの推進」では、情報提供の推進、町民の参画機会の拡充などについて、「変革の時代に対応できる効率的な行政基盤の確立」では、組織・機構の見直し、職員の定員管理と給与の適正化、民間委託・民営化の推進、公共事業の見直し、電子自治体の推進などについて、「自立可能な財政構造の構築」では、行政運営経費の節減、時代に適合した行政サービスへの転換、自主財源の確保などについて、着実に取り組みを進めてきました。

これらの取り組みの結果、人件費や公債費などの義務的経費の削減、公共事業の重点化による普通建設事業費などの投資的経費の抑制、消費的性質の経費の見直しによる内部管理経費の削減など、町財政の健全化に大きな効果

をあげることができました。

また、町の借金である地方債の発行を抑制し、プライマリーバランスを達成することで、地方債残高を縮減するとともに、町の貯金である各種基金の積み立てに努めたことから、基金残高を増加させるなど、町の財政は健全な方向に向かっていきます。

II 行政改革を継続する必要性

国では、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が実施するという考え方にに基づき、地域主権の確立に向けて国と地方公共団体の役割を見直し、明確化しようとする改革が進められています。これにより、地方公共団体の役割がこれまで以上に大きくなると予想されます。

一方、町の財政状況は、これまでの取り組みによりよい方向に転じているものの、地方交付税の動向、人口減少や社会経済情勢の悪化による町税の減収など、収入の減少が見込まれるほか、少子高齢化の進行や町民ニーズの多様化による義務的経費の増加、老朽化に伴う公共施設への投資の増加など、支出の増加が見込まれます。

町は、このような状況の中、地域主権の考え方にに基づき、限られた資源を有効的に活用しながらまちづくりを進めていくため、町民と行政がそれぞれの役割を認識し、情報を共有しながら、さらなる協働の推進を図るとともに、状況変化に的確に対応し、より効果的で効率的な行財政運営を行っていく必要があるものと考えられます。

Ⅲ 行政改革の基本方針

1 行政改革大綱の位置付け

町の目指すべき姿として、葛巻町総合計画において掲げる「町民の参画により可能性をひらく町」、「一人ひとりの町民が幸せを実感できる町」を実現するため、町民と行政との協働を柱とした、効果的で効率的な行政運営に向けた取り組みの方向性を示す指針として新たに行政改革大綱を定めるものとします。

2 行政改革の基本方針

第4次行政改革大綱では、取り組みの目標として、「町民との協働によるまちづくりの推進」、「変革の時代に対応できる効率的な行政基盤の確立」、「自立可能な財政構造の構築」を掲げ、それぞれの項目において成果を上げてきました。しかし、社会経済情勢が激しく変化する中で、町の財政はこれからも厳しい状況が見込まれます。

このことから、本行政改革大綱では、葛巻町総合計画の目指すまちづくりを実現するため、第4次行政改革大綱の基本方針を継承し、次のとおり基本方針を定め行政改革に取り組みます。

第5次行政改革大綱の基本方針

- 1 町民との協働によるまちづくりの推進
- 2 変革の時代に対応する効率的な行政基盤の確立
- 3 自立可能な財政構造の構築

IV 行政改革の推進項目

1 町民との協働によるまちづくりの推進

(1) 情報提供の充実

- ・ 地域情報通信基盤（屋外告知システム、独自テレビ放送）を有効的に活用し、防災情報や町民が必要とする最新の情報の迅速かつ正確な提供に努めます。
- ・ 広報紙、ホームページ及び町民向け予算書などにより行財政情報や各種情報をわかりやすく提供し、町民との情報共有に努めます。

(2) 町民参画の充実

町民の意見が幅広く町政に反映されるよう、町政懇談会の継続開催や地域担当職員の積極的な活用により、町民の意見や地域の情報を収集するなど、町民参画の充実に努めます。

(3) 町民と行政との協働の推進

少子高齢化の流れや多様化する地域課題への対応を踏まえ、自治会組織をはじめとするコミュニティ団体の活動に対する支援として、補助金制度の拡充や地域の人材育成に対する取り組みの充実など、町民と行政との協働の推進に努めます。

2 変革の時代に対応する効率的な行政基盤の確立

(1) 組織体制の充実

多様化、複雑化する町民のニーズや地域課題に対し、迅速かつきめ細やかに対応するため、業務内容や業務量に応じて適切な人員配置を行うとともに、担当する分野を越えて相互に連携しながら柔軟に対応できるよう組織体制の充実に努めます。

(2) 定員管理の適正化

現在の職員数は、これまでに第4次行政改革大綱における数値目標を上回る削減を行い、類似団体より低い水準となっていることから、今後は、職員の退職状況や年齢構成のバランスを勘案しながら計画的に職員を採用するなど適正な定員管理に努めます。

(3) 職員の資質向上

効果的かつ効率的に事務事業を執行するため、葛巻町職員人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりの意識改革を進めるとともに、まちづくりに対する意欲と能力をもち、町民に信頼される人材の育成に努めます。

(4) 公共施設の適正配置

- ・ 少子化により児童生徒数が減少している中で、児童生徒一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばし、将来を担う人材としての基礎をつくることのできる教育環境を整備するため、学校統合についての説明会やアンケート調査を実施しながら、学校の適正配置に努めます。
- ・ 出生数や職員の退職状況を勘案するとともに、町民のニーズを把握しながら、保育所や児童館の適正配置に努めます。

(5) 公営企業の経営健全化

- ・ 病院事業、簡易水道事業をはじめとする公営企業の経営は、公立病院改革プランや水道ビジョンに基づく取り組みなどにより成果を上げているが、今後、町立病院や簡易水道施設の老朽化に伴う整備費の支出が見込まれており、独立採算の観点から、改めて経営の総点検を行うなど、経営の健全化に努めます。
- ・ 農業集落排水事業については、加入率向上のため、各地区での説明会を行うなど集落排水の普及に努めます。

3 自立可能な財政構造の構築

(1) 行政運営経費の節減

職員削減による人件費の削減をはじめとする経常経費の抑制とともに、公共事業の重点化による投資的経費の抑制により行政運営経費の節減が図られてきたところであり、引き続き身の丈にあった行政運営を行い、行政運営経費の節減に努めます。

(2) 安定的な財政運営の推進

町債残高は、着実な償還と借入の抑制により、第4次行政改革大綱における数値目標を上回る削減が行われ、基金残高が増加しているところであるが、地方交付税の動向に注視するとともに、自主財源の確保に向けた手法を検討実施しながら、財政健全化の目安であるプライマリーバランスの均衡を基本とした安定的な財政運営に努めます。

(3) 的確な行政サービスの提供

限られた財源を有効的に活用しながら、社会情勢の変化や町民のニーズに対応した行政サービスを提供するとともに、事業の成果を重視した行政運営に転換し、既存事業の継続的な見直しや新たに求められる行政サービスの的確な計画と実施に努めます。

V 行政改革の推進方針

1 行政改革大綱の推進期間

第5次行政改革大綱の基本方針に基づく推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

2 行政改革の推進体制

所管課において、基本方針や推進項目についての具体化に向けた方策を検討し、行政改革を着実に推進します。

また、定期的に進捗状況を確認し、広報紙やホームページなどを活用しながら毎年町民に公表するとともに、町政懇談会などを通じて町民からの意見を求めます。